

令和4年第7回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月10日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席委員 1名

3番 外崎 高逸

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第37号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第38号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について
議案第39号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について
報告第13号 農用地利用配分計画の認可について
報告第14号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	小寺 昭直
-----	-------

農林政策課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 7 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、15 番 柳原一夫委員、16 番 白戸裕丈委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地

係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林政策課の山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年5月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、高橋誉一推進委員と事務局であっせんにあたりました。

あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和4年5月31日午前9時30分から、金谷委員、阿部委員、今推進委員で五所川原地区の登記官照会1件。

令和4年6月7日午後9時30分から、柳原委員、松本推進委員で五所川原地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第34号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第34号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転1件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 字幾世森、田 1 0 筆、畑 3 筆、合計 1 9, 9 8 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 19,000,000 円の有償移転です。
- 2 番 大字毘沙門字熊石ほか、田 6 筆、合計 7, 3 0 1 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 700,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字長富字竹崎、畑 1 筆、2 0 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 20,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字七ツ館字虫流、田 1 筆、2 6 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字藻川字川袋、畑 1 筆、2 0 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字長富字中道より南、田 1 筆、2, 7 3 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 270,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字松野木字影日、田 8 筆、合計 1 3, 3 3 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 2,400,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字一野坪字緑石、畑 1 筆、4 8 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字長富字二ノ沢添、田 1 筆、6, 155 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 39,000 円の有償移転です。
- 10 番 大字七ツ館字虫流、畑 2 筆、合計 1, 353 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 11 番 金木町芦野、田 1 筆、畑 5 筆、合計 2, 465 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 34 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 34 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 34 号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と

いたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

8 ページをご覧ください。

議案第 3 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地
転用許可に係る意見について

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため
意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 1 件、使用貸借権設定 1 件です。

9 ページをご覧ください。

1 番 字一ツ谷、田 1 筆、1, 8 7 3 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は宅地分譲です。

申請地は五所川原市役所から東へ約 1km に位置し市街地
の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で
宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する
用途地域が定められている第 1 種低層住居専用地域にある
農地であるため、第 3 種農地と判断されます。

申請者の譲渡人は長年申請地で農業を営んできたが、周
辺の宅地化が急激に進み、営農による周辺住民からの苦情
に苦慮していたところ不動産業等を行っている譲受法人が
宅地分譲事業の為、土地を探していた事から今回の申請に
至ったものであります。

土地利用については、宅地分譲が 6 区画であり、計画図
より妥当と判断され、資力・信用についても問題なく、遅
滞なく事業に供するものと認められます。

周囲は住宅が相当数建築されており、小・中学校に近い
などの立地条件からも宅地分譲販売は遅滞なく行われ、ま
た、周辺には農地は存在せず転用にあたり許可相当と判断
されます。

2 番 大字飯詰字影日沢、田 1 筆、3,338 m²の内 267 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は採石地への運搬通路による一時転用です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約 6.0 km に位置し、農地が散在し、周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であるためその他の農地（第 2 種農地）と判断されます。申請人は採石業を営んでおり、隣地の採石地から道路までの運搬路を探していたが、大型ダンプが旋回、交差できる十分な広さが確保でき、平成 31 年 3 月から同事業により一時転用をした経緯があり、大型ダンプが通行しても十分な硬さを備えた農地の為、今回の申請に至りました。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、通行後は、都度周囲の法面を確認整備し、土砂の流出を防ぐため、周囲の農地に支障は無いものと考えられ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、10 ページを御覧下さい。

議 長 議案第 35 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 35 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 35 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 11ページをご覧ください。

議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定13件、所有権移転5件です。

12ページ、番号1番から17ページ13番までの利用権設定13件については皆様のお手元にお配りしてあります。農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

18ページ、番号1番から20ページ5番までの所有権移転5件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第36号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第36号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第36号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第36号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第37号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 21ページをご覧ください。

議案第37号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件。

1番 農地の所在は、大字前田野目字川崎、畑3筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第37号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第37号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第37号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第38号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 22ページをご覧ください。

議案第38号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。申請件数1件

1 番 農地の所在は大字吹畑字藤巻、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、申請書の提出がありました、五所川原北地区は、遊休農地が相当程度存在し今後も増加することが予想され、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進するため、空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡とし、区域は五所川原北地区と設定したいので、承認を求めるものです。

議 長 議案第38号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 8 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 8 号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 3 9 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表についてを議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参 与 （議案説明）

2 3 ページをご覧ください。

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第 3 7 条により「農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならない。」と規定されていることから、策定した令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。

公表方法としては、市のホームページ及び全国農業会議所ホームページにより 6 月下旬の公表を予定しております。

2 4 ページをご覧ください。

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。

「 I 農業委員会の状況」について、農業の概要、農

業委員会の現在の体制は、昨年度と同じ内容となっています。

25 ページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、1の現状は、記載のとおりです。

課題は、担い手への農地の集積は順調に進んでいるが、中山間地や未整備農地の借受者が減少してきていることです。

2の集積目標は、記載のとおりで、これまでの集積実績は6,549ha、うち新規実績は237haで、達成状況は101.65%と、目標を上回っております。

3の活動計画は、記載の通りで、活動実績としましては、農業委員会だよりへの農地の出し手情報の掲載や、皆様の活動による集積推進活動となります。括弧の中の数値は当月のあっせん委員会の件数です。

4の評価について、集積目標を達成できましたことから、目標に対する評価を、積極的な活動により、集積目標を達成することができた、としております。

また、活動に対する評価は、毎月積極的に活動を行い、農地集積につながった、としております。

26 ページをご覧ください。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、新規参入の状況は、記載のとおりで、課題は、新規就農希望者の農地確保、としております。

令和3年度の目標及び実績は、記載のとおりで、達成状況は参入経営体が60%、参入実績面積が47.3%としております。

目標の達成に向けた活動計画は、記載のとおりで、活動実績は、農業委員の通常の活動のほか、11月10日、11日、12日、15日開催の人・農地プラン集落座談会へ

出席し、新規就農者への農地のあっせん等を行った、としております。

4の目標及び活動に対する評価では、目標に対する評価を、参入目標は達成できなかつたが、新規就農者の掘り起こしができた。参入目標面積については、近年は小規模化の傾向があるため、検討が必要である、としております。

活動に対する評価は、座談会は7月は中止となったが、11月開催時には積極的に農地のあっせん等を行い、起業につながった、としております。

27ページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」について、現状は、記載のとおりです。

課題は、遊休農地のほとんどが長年にわたり放置されている山間部の田畑であり、雑木が繁茂のため耕作可能な状態に復元するためには多額の費用が必要であり、また、作業効率条件もわるく担い手農家等への土地の集積が進みにくい状況にある。ことです。

令和3年度の目標及び実績は、記載のとおりです。

2の目標の達成に向けた活動については、記載の通りで、利用意向調査の実績は108筆、22.7haです。

4の目標及び活動に対する評価について、目標に対する評価は、遊休農地解消への理解が浸透してきているが、解消目標を達成できなかつた、活動に対する評価は、管内全域の農地の利用状況調査により、遊休農地の現状把握が行われ、遊休農地の解消につながっている、としております。

28ページをご覧ください。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」について、現状は記載のとおりで、令和3年度実績は、該当がございません。活動計画は、農業委員会だよりへの掲載による制度の周知、

管内全域の農地パトロールの実施です。

29 ページをご覧ください。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について、「1 農地法第3条に基づく許可事務」及び「2 農地転用に関する事務」は記載のとおりです。

30 ページをご覧ください。

3 農地所有適格法人からの報告への対応及び4情報の提供等は、記載のとおりです。

31 ページをご覧ください。

「Ⅶ 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」について、特にありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」について、「1 総会の議事録」は、議事録を縦覧できる旨を農業委員会だよりに掲載し、総会の議事録を市のホームページにより公表しております。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善について」の意見の提出はありませんでした。

「3 活動計画の点検・評価」は、6月下旬に市のホームページ及び全国農業会議所ホームページによる公表を予定しております。説明は以上です。

議 長 議案第39号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第39号ついて原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第39号について原案のとおり許可いたします。

以上、議案第34号から議案第39号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 _____

(柳原 一夫)

1 5 番 委 員 _____

(白戸 裕丈)

1 6 番 委 員 _____